

地球温暖化対策計画書

1 地球温暖化対策事業者の概要

地球温暖化対策事業者 (届出者)の名称	名古屋市
地球温暖化対策事業者 (届出者)の住所	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
工場等の名称	名古屋市厚生院
工場等の所在地	名古屋市名東区勢子坊二丁目1501番地
業種	医療、福祉
業務部門における 建築物の主たる用途	病院・医療関連施設
建築物の所有形態	自社ビル等(自ら所有し自ら使用している建築物)
事業の概要	医療保護施設・介護福祉施設
計画期間	令和3年4月1日 ~ 令和6年3月31日

2 地球温暖化対策計画書の公表方法等

公表期間	令和3年7月16日 ~ 令和6年3月31日		
公表方法	○	掲示・ 閲覧	(場所) 名古屋市厚生院 名古屋市名東区勢子坊二丁目1501番地
		ホーム ページ	(HPアドレス)
		冊子	(冊子名・ 入手方法)
		その他	(その他詳細)
公表に係る問合せ先	名古屋市厚生院 管理課 Tel.052-704-5463		

3 地球温暖化対策の推進に関する方針及び推進体制

(1) 地球温暖化対策の推進に関する方針

地球温暖化対策をはじめとする環境保全の重要性を認識し、事業活動のあらゆる分野を通じて、持続的発展が可能な社会の実現に貢献します。

- 1 環境施策の継続的な改善を図ります。
- 2 省資源・省エネルギーの活動を推進します。
- 3 廃棄物の発生を抑制し、リサイクルを推進します。
- 4 全職員に向けての環境教育をすすめ、外部に対しては環境情報の公開を進めます。

(2) 地球温暖化対策の推進体制

【環境委員会】

委員長：厚生院 院長

副委員長：厚生院 次長

委員：各課長



【環境行動推進員会議】

議長：管理課長

環境行動推進員：各係長



全職員並びに委託職員

4 温室効果ガスの排出の状況

基準年度（令和 2 年度）の温室効果ガス排出の状況

①エネルギー起源二酸化炭素の排出量		2, 638	t-CO ₂
①を 除く （二 室 酸 効 果 ガ ス 換 算 ）	②非エネルギー起源二酸化炭素（③を除く。）		t-CO ₂
	③廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源二酸化炭素		t-CO ₂
	④メタン		t-CO ₂
	⑤一酸化二窒素		t-CO ₂
	⑥ハイドロフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑦パーフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑧六ふっ化硫黄		t-CO ₂
	⑨三ふっ化窒素		t-CO ₂
	⑩エネルギー起源二酸化炭素（発電所等配分前）		t-CO ₂
	温室効果ガス総排出量（①～⑩合計）	2, 638	t-CO ₂

5 温室効果ガス排出量の抑制に係る目標

（1）温室効果ガス排出量の抑制目標

温室効果ガスの抑制の目標設定方法	原単位排出量
------------------	--------

項 目	基準年度 令和 2 年度 排出量（実績）		目標年度		令和 5 年度	
			目標排出量		目標削減率	
温 室 効 果 ガ ス 総 排 出 量		t-CO ₂		t-CO ₂		%

項 目	基準年度 令和 2 年度 排出量（実績）		目標年度		令和 5 年度	
			目標排出量		目標削減率	
原 単 位 あ た り の 排 出 量	0. 1256	t- CO ₂ / m2	0. 1218	t- CO ₂ / m2	3. 0	%

（2）目標設定の考え方

温室効果ガスを 1 年間に 1 %ずつ、3 年間で 3 %削減する。

備考 1 温室効果ガスの排出の状況のうち、エネルギー起源二酸化炭素を除く温室効果ガスの排出量については、温室効果ガスの種類ごとに3,000トン以上の場合に限り計上してください。

備考 2 温室効果ガス総排出量とは、エネルギー起源二酸化炭素の排出量と、種類ごとに3,000トン以上の温室効果ガスの排出量の合算をいいます。

備考 3 原単位あたりの排出量とは、事業活動の特性を的確に示すものとして事業者自らが選択する工場等の床面積、製品の出荷量その他の指標になる単位量あたりの温室効果ガス排出量をいいます。

取組の区分	具体的な取組の内容	取組の目標
省エネルギー・省資源の行動の実践・冷暖房設定の目安	・冷房28℃、暖房20℃を徹底する。 ・冷暖房運転を外気温と連動する。	・施設利用者の様態変化に日々対応させながら、フロアー職員の協力のもと取り組みたい。 ・冷房・暖房運転の基準となる外気温を設定する。
省エネルギー・省資源の行動の実践・照明器具更新	・使用していない部屋や昼休み・時間外の消灯を徹底する。	施設利用者の様態変化に日々対応させながら、フロアー職員の協力のもと取り組みたい。
省エネルギー・省資源の行動の実践・一部OA機器の更新	・パソコンを90分以上操作しない時や退社時の電源オフを徹底する。 ・コピー機の退社時の電源オフを徹底する。	・パソコンを90分以上操作しない時や退社時の電源オフを徹底する。 ・コピー機の退社時の電源オフを徹底する。
自動車等輸送機関に関する対策。	・急発進、急加速を抑え、アイドリングストップの確実な励行等エコドライブを推進する。	・急発進、急加速を抑え、アイドリングストップの確実な励行等エコドライブを徹底する。

指針第1号様式

(2) 再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

ア これまでに実施している再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

導入年度	設備等の種類	概要（規模、性能、発生エネルギー量等）

イ 計画期間における再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

--

(3) 環境価値（クレジット等）の活用

--

(4) その他の地球温暖化対策に係る措置

・ 擬音装置や節水こまの設置に努める。 ・ 文房具類を含めた購入物品についてはグリーン購入法の対象品に切り替える ・ 機会を見つけ職員並びに委託職員への環境教育を定期的実施する ・ 印刷機カートリッジ並びに小型印刷機リボンカートリッジの使用済みリサイクルを行う
--

(5) 「環境保全の日」等に特に推進すべき取組

--